

人材投資促進税制が使いやすくなりました

東京メトロポリタン税理士法人
税務部／システムコンサルタント 榎本 孝史

人材投資促進税制とは従業員の教育、研修のために使った経費を法人税額から控除する税額控除のことで平成17年の税制改正で創設されました。

創設当時はかなり注目されましたが、実際のところあまり活用されていないのが実情です。

ひとつには、この制度は過去2期の間に使った研修費と今期の研修費を比較してその増加分に対して一定割合の控除をするの計算方法でしたので、過去の元帳や領収書などを拾い出して、従業員の誰が、どんな研修を受けて、どこの誰に対して支払ったのかを記載しなければならず、大変面倒でした。

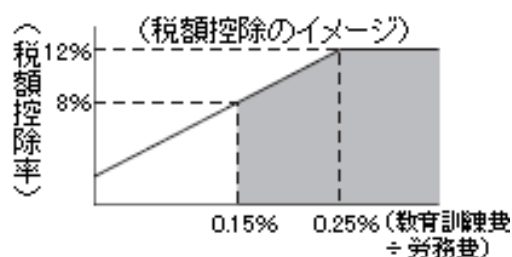
それが平成20年度税制改正で、単年度の教育訓練費のみの集計対象となりましたので、さかのぼっての集計が必要なくなりました。つまり、日々の経理処理の中でしっかりと処理をしておけば決算の際に税額控除を受けることができます。

具体的な計算方法は下記のとおりです。

$$\text{教育訓練費の総額} \times 8\% \sim 12\% = \text{税額控除 (支払う法人税から控除)}$$

$$\text{控除率}(\%) = 8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}} - 0.15\% \right) \times 40$$

※労務費：給与＋法定福利費＋教育訓練費



参考：労務費が400万だとすると、その0.15%の6,000円以上支出すれば、480円(8%)が控除の対象となります。

ご興味のある方は、是非、弊社担当者までご相談ください。